

井の頭公園アートマーケット実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、井の頭公園アートマーケット運営委員会（以下、「運営委員会」という。）規約に定めるもののほか、井の頭公園アートマーケット（以下、「アートマーケット」という。）の実施について必要な事項を定め、もってアートマーケットの適正な運営を図ることを目的とする。

(趣旨)

第2条 アートマーケットは、井の頭恩賜公園（以下、「井の頭公園」という。）における活動を通して手づくり文化を発信し、市民とのふれあい交流を通して公園を核とした賑わい創出を図るとともに、吉祥寺及び三鷹地区の街のつながりと新たな魅力ある公園づくりに資するものである。

(主催者等)

第3条 アートマーケットは、東京都が主催し、運営委員会が運営を行う。
2 運営委員会は、アートマーケットの実施について必要と認める業務を第三者に委託することができる。

(事務局の設置)

第4条 アートマーケットの円滑な実施を確保するため、運営委員会規約第16条による事務局を置く。
2 本要綱に定めのある事項の他、アートマーケットの実施及び事務局の設置に関し、必要な事項は、事務局長が別に定める。

(出展者の基本的要件)

第5条 アートマーケットの出展者は、井の頭公園を愛し、自ら制作した作品の出展（アート部門）及び音楽・演技等のパフォーマンス（パフォーマンス部門）を通じて、第2条の趣旨に則り、井の頭公園の魅力を高めようとする意欲を有する者でなければならない。

(出展者の呼称)

第6条 アートマーケットの出展者を「アートキャスト」と呼称する。

(アートキャストの出展資格)

第7条 アートキャストとして登録された者は、運営委員会規約第13条により、アートキャスト連絡協議会（以下、「キャスト連絡会」という。）の会員となる。
2 アートキャストとして出展するためには、前項のキャスト連絡会が運営委員会から承認を受けることを条件とする。
3 運営委員会規約第14条により、キャスト連絡会の会員でない者はアートマーケットへの出展は認めない。

(キャスト連絡会)

第8条 キャスト連絡会は、運営委員会規約第13条により、運営委員会と連携・協働によりアートマーケット制度の適正かつ円滑な運営を効果的に図るため、キャスト自らが自主活動を行うために設立し、以下の各号の役割を負うものとする。
一 キャスト連絡会として運営委員会に届出を行い、運営委員会の承認を受けること。
二 キャスト連絡会員同士の交流、意見交換を促進すること。

- 三 出展確認を行い、運営委員会に報告を行うこと。
 - 四 出展ルールの見直しのための意見をまとめ、運営委員会に提案を行うこと。
 - 五 開催時の公園利用の安全、安心及び防犯、防災への寄与について公園管理者である東京都西部公園緑地事務所に協力すること。
 - 六 アートマーケットの普及・広報活動を行うこと。
 - 七 上記にないものについては、運営委員会と別に協議のうえ定めるものとする。
- 2 キャスト連絡会は、アート部門、パフォーマンス部門の代表が役員を務め、相互に意見交換を行い、アートマーケットの円滑な運営及び運営ルール等の見直しを図るものとする。
 - 3 キャスト連絡会は、運営委員会規約第13条第2項により、運営委員会から承認を受けた1団体とする。

(登録申請)

- 第9条 新たにアートマーケットへの出展を希望する者は、事務局長が別に定める「井の頭公園アートマーケット登録要領」（以下「登録要領」という。）に基づき、運営委員会に対し、アートキャスト登録申込書（以下「申込書」という。）及び関係書類を提出し、登録申請を行わなければならない。
- 2 アートキャストに登録申請できる者は、日本国内に住所を有する満16歳以上の者とする。ただし、満16歳以上満18歳未満の者については、保護者の同意を得ることを要する。
 - 3 運営委員会は、アートマーケットの事業規模を適正に保つため、アートキャスト登録人数に上限を設けることができる。

(アートキャスト審査会及び抽選会)

- 第10条 運営委員会は、アートキャストの登録のため、運営委員会規約第10条のアートキャスト審査会、第11条のアートキャスト抽選会を置く。
- 2 運営委員長が必要と認めるときは、前項の審査会及び抽選会を持ち回りで実施することができる。
 - 3 審査会及び抽選会は非公開とし、議事内容等は開示しない。
 - 4 審査会及び抽選会の事務は、事務局が処理する。
 - 5 その他、審査会及び抽選会の運営に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。

(審査基準)

- 第11条 アートキャストの審査基準は、次の各号に適合するものとする。
- 一 出展できる作品及びパフォーマンスの内容については、本要綱、登録要領及び「井の頭公園アートマーケット出展作品審査基準」（令和6年11月29日運営委員会決定。以下「作品審査基準」という。）に適合することを要する。
 - 二 アートマーケットの目的、趣旨及びアートキャストの位置付けを理解し、主体的に活動する意思を有し、行動又は行動することが期待できる者であることを要する。
 - 三 運営委員会の行う事業に協力する者、または、その姿勢が顕著に認められる者であることを要する。
 - 四 公園管理者である東京都西部公園緑地事務所及び運営委員会の指示に従う姿勢が顕著であることを要する。
 - 五 アートキャストは来園者に対する態度、言葉遣い等に丁寧な接客という要素が不可欠であり、アートマーケットの印象・評価を低下させることがあつてはならないことから、来園者及び運営委員会等係員に対して、不快となる言動、行為が無く、また、その恐れがないことを要する。

(出展作品等の審査)

- 第12条 出展作品等の審査は、本要綱、登録要領及び作品審査基準に基づき、第9条の

申請内容を審査する。

- 2 前項により決した審査結果は、適合の可否についてのみ申込者本人に通知する。
- 3 事務局は、審査会に対して、各出展登録申請者について必要な意見を述べることができる。

(費用の負担)

- 第13条 アートキャスト登録資格審査会の審査に適合した者は、アートマーケットの実施に必要な経費（以下「登録料」という。）を、事務局長が定める期日までに運営委員会に納付しなければならない。
- 2 登録料の額は、本事業の運営に係る実費に応じて、事務局長が当該年度の登録要領に定める金額とする。
 - 3 正当な理由がなく第1項の登録料が期日までに納付されない場合、運営委員会はアートキャスト登録を認めないことができる。

(登録証及び出展許可証の発行)

- 第14条 運営委員会は、運営委員会規約第13条により承認されたキャスト連絡会の会員に対して、登録証及び出展許可証を交付する。
- 2 登録を更新された者は、前年度の登録証及び出展許可証を使用するものとする。
 - 3 紛失等により登録証及び出展許可証を再発行する場合は、原則として、再発行に必要な費用を徴収するものとする。

(出展許可証の有効期間)

- 第15条 出展許可証の有効期間は、当該年度のアートマーケットの開催日初日から最終日までとする。

(出展登録の更新)

- 第16条 アートキャストが翌年度も引き続きアートマーケットへの出展を希望する場合は、登録要領に基づき、運営委員会に対しアートキャスト登録更新申込書（以下「更新申込書」という。）及び関係書類を提出しなければならない。
- 2 登録更新申込者のうち以下のいずれかの条件を満たす者については、運営委員会規約第11条のアートキャスト抽選会に諮らず、登録候補者とする。
 - ① 原則、出展実績が3日以上ある者
 - ② 井の頭感謝祭の開催に協力した者
 - ③ アートキャスト連絡協議会の役員等
 - 3 事務局長は、必要に応じてアートキャスト登録更新申込者及び申し込みの内容について調査を実施する。
 - 4 事務局長は、前項の調査を拒むアートキャスト登録更新申込者については、更新を認めないことができる。また、出展内容等に適切を欠く者については、是正の指導又は勧告を行い、指導又は勧告に従わない場合は、同様とする。
 - 5 事務局長は、第2項によりアートキャスト抽選会への付議を省略した登録更新申込者及び第4項に基づく更新登録を認めない者について、アートキャスト審査会に対し報告するものとする。
 - 6 更新申込書の内容が前回の申し込み内容と異なる場合は、新規の申し込みと同様、アートキャスト審査会に諮るものとする。

(アートキャスト登録の取り消し等)

- 第17条 運営委員会は、本要綱及び登録要領の定めに従わない行為、その他、運営委員会が不適当と認める行為等が生じた場合は、アートキャスト登録を取り消すことができる

きる。

- 2 前項の規定により出展登録を取り消された場合、登録を取り消された日から3年間は、新たにアートキャスト登録の申し込みをすることはできない。
- 3 第1項の規定によりアートキャスト登録を取り消した場合、既に受領した登録料は返還しない。
- 4 アートキャスト登録を取り消された場合は、登録証及び出展許可証を速やかに運営委員会に返却しなければならない。
- 5 自らの事由によりアートキャスト登録を取りやめる場合は、登録証及び出展許可証を速やかに運営委員会に返却しなければならない。この場合、既に受領した登録料は返還しない。
- 6 第16条第1項によるアートキャスト登録更新の申し込みをしない者は、登録期間満了後、速やかに登録証及び出展許可証を運営委員会に返却しなければならない。

(出展時の留意事項)

- 第18条 出展区域は、別紙、出展区域図の範囲内とし、来園者に配慮するとともに遊具等公園利用者の妨げとなる場所での出展はしないこと。
- 2 ベンチの独占使用はしないこと。
 - 3 出展作品及びパフォーマンスの小道具等の荷物の放置はしないこと。
 - 4 キャスト連絡会は、来園者に対する接遇に留意し、アートマーケットの印象・評価の向上に努めなければならない。

(アートキャストの義務)

- 第19条 アートキャストは、アートマーケットへの出展に当たっては、公園管理者である東京都西部公園緑地事務所及び運営委員会の指示に従うとともに、本要綱及び登録要領その他著作権法等関係法令の規定を遵守しなければならない。
- 2 アートキャストは、本事業が公園を核とした賑わい創出事業として実施されることを踏まえ、井の頭恩賜公園を手づくりの芸術・文化の創造と発信及び市民交流を促進する場とするに相応しい作品の展示に努め、常にその向上に努めなければならない。
 - 3 アートキャストは、本事業に出展するときは、常に登録証及び出展許可証を来園者からわかりやすい位置に掲示しなければならない。
 - 4 アートキャストは、本事業の円滑な実施に寄与するため、運営規約第12条によるキャスト連絡会の事業に参加し、まとまりのある自主活動を行うものとする。

(公園関係団体との意見交換)

- 第20条 運営委員会とキャスト連絡会は、井の頭公園茶店組合等と意見交換を行い、よりよいアートマーケット事業の発展に努めるものとする。

(アートキャストミーティング)

- 第21条 事務局とキャスト連絡会は、定期にアートキャストミーティングを開催し、第2条の趣旨の浸透に努めるとともに、相互の協力と連携により、アートマーケットの円滑な運営と発展に努めるものとする。

(開催日及び時間)

- 第22条 アートマーケットは、原則として、土曜日、日曜日及び祝日に実施するものとする。
- 2 実施年の4月から翌年の3月までを開催年度とし、その開催日は事務局長が年度ごとの登録要領に定める。
 - 3 アートマーケットの開催時間は午前9時からとし、終了時間については17時とする。

(開催場所及び規模)

- 第23条 アートマーケットの開催場所は、井の頭恩賜公園のうち東京都西部公園緑地事務所が指定した区域とする。
- 2 パープル通り下園路から西側は、出展禁止区域とし、同園路東側から野外ステージ前広場における出展は、第二土日のみとし、雨天順延は行わない。
 - 3 アートマーケットの開催日ごとの出展規模は、アート部門については、出展登録者数に応じ、事務局が必要な区域を確保する。パフォーマンス部門については、出展者の自主的な調整を基本に運営し、必要に応じて事務局が出展場所等の調整を行なう。
 - 4 運営委員会は、承認を受けた区域外でアートマーケットを実施する必要があると認める場合は、事前に東京都西部公園緑地事務所に協議し、承認を受けなければならない。

(免責等)

- 第24条 出展作品の瑕疵及び事故並びにパフォーマンスにより生じた事故等により第三者に損害を与えた場合、損害の賠償等は、出展した者の責任において解決するものとし、運営委員会は、その責めを負わない。
- 2 風雨等による開催の中止及びこれに伴う作品の被害については、運営委員会は、その責めを負わない。
 - 3 運営委員会は、キャスト登録者の増加等に伴い出展に制約を設けることができる。結果として、第22条に規定する開催日すべてに出展できることを保証しない。

(個人情報の取り扱い)

- 第25条 申込書等に記載された個人情報は、登録に係る審査及び運営委員会からの連絡、通知及び送付並びに第7条のキャスト連絡会への必要な情報提供以外の目的に使用することはできない。
- 2 アートキャストに係る個人情報は、運営委員会からの連絡、通知及び送付以外の目的に使用することはできない。

(暴力団等排除)

- 第26条 アートキャストは、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であってはならない。

(その他)

- 第27条 その他、この要綱の施行に関して必要な事項は、運営委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年1月29日から施行する